

## 第2回 北九州市景観審議会 改定検討部会 議事要旨

日 時：平成29年12月21日（木）10：00～11：30

場 所：北九州市役所本庁舎 13階 会議室

出席者：委 員 赤川委員(部会長)・籠田委員・坂本委員・城水委員 4名

### ■議事（1）北九州市景観づくりマスタープランの改定について

#### 魅力ある景観（景観特性）

- ・魅力ある景観とは、観光客が地域特性を感じるような現在の個性的な景観であり、必ずしも新しくつくられたものばかりではない。
- ・個性的なものに価値を感じる時代になっているため、個性ある景観が地域特性の中に位置付けられるべき。
- ・何が魅力ある景観なのか、多様な価値感を踏まえる必要があり、一般の市民が見ているもの、感じているものを把握する必要がある。

#### 景観づくりの担い手の育成

- ・5年～10年のスパンで景観づくりの担い手を育てていくことを考えるべき。
- ・景観づくりの担い手には、社会人学生等、景観づくりに意欲ある方の参画が必要である。
- ・協働による景観づくりの促進のため、建築士会や建築事務所協会、大学の役割が大切である。
- ・地域で景観づくりを実践している門司港まちなみづくり協議会と同様の取組が、各区や地区で行われる必要がある。

#### 市民、事業者、行政の役割

- ・市民・事業者・行政の関係がバラバラに見えるため、相互の関係が分かるように表現の工夫が必要である。
- ・行政内の関連部署の担当者の景観に対する意識がさらに向上するように、部署間の連携をさらに進めていく必要がある。
- ・行政から事業者への矢印に“指導”、“助言”という法令用語を使用するのではなく、協働による景観づくりの視点から表現の工夫が必要である。

#### その他

- ・多くの市民が景観づくりに関われるきっかけをつくっていく“場”が大切だと思う。
- ・景観づくりの行動指針のひとつである“高める”について、「景観に関わるすべての人」という表現だとかえって主体がぼやけるため、「多様な主体」にするなど表現を工夫したほうが良い。

### ■議事（2）北九州市景観計画の改定方針（案）について

- ・現行基準の見直しについては資料の通りであり、色彩基準については、他都市と同程度の基準に見直す必要がある。また、景観重点整備地区を追加検討する方針も自然な考え方である。
- ・夜間景観に関する基準は、今は小倉都心地区のみを対象としたものであるため、今後全市的に広がっていくかどうかは課題である。
- ・屋外広告物の規制については、今後も担当する建設局と調整を図っていくことが重要である。
- ・公共空間の整備については、公共施設単体ではなく周辺環境とのつながりが特に重要である。

以上